訪問介護サービス　契　約　書

医療法人社団正信会
あすなろヘルパーステーション
〒811-2221　福岡県糟屋郡須恵町大字旅石68-261
ＴＥＬ　　092-935-3896
ＦＡＸ　　092-957-3322

令和8年9月1日作成

居宅サービス契約書

第1条　　（サービスの目的及び内容）

1、　あすなろヘルパーステーションは、介護保険等の法令にしたがって、利用者が在宅で日常生活を送ることができるよう次の介護サービスを提供いたします。

■訪問介護　　要介護１・２・３・４・5の方

2、　サービスの内容はケアマネージャーの作成する居宅サービス計画書に従って行ないます。

3、　利用者が目標を持ち、自立できるよう支援いたします。

第2条　　（契約期間）

1、　この契約の契約期間は契約日から本契約書の第8条による契約の終了の日までとなります。

2、　契約期間満了日の7日前までに契約終了の意志表示がなく、要介護認定が継続している場合契約は自動更新されます。

第3条　　（サービスの内容）

1、　あすなろヘルパーステーションは、ケアマネージャーの居宅サービス計画書をもとに、利用者の生活状況や意向に添った訪問介護計画書を作成します。

2、　訪問介護計画書はご本人又はご家族と確認・署名の後、写しを1部交付いたします。

3、　訪問介護計画書のサービス内容に記載のない介護サービスは提供できません。介護サービスの内容を変更する場合はケアマネージャーへ報告し、調整の後、訪問介護計画書を再作成いたします。

第4条　　（サービス提供の記録等）

1、　介護サービスの終了時には当日必要な連絡事項をノートに記載いたします。訪問時の記録は後日お届けします。

2、　決められた期間内に定期的に目標の達成状況等の確認のため、ご自宅に伺います。モニタリングを行いケアマネージャーに報告いたします。

3　訪問介護計画書、訪問サービス提供記録書等の書類は5年間保存し利用者の希望に応じ閲覧、写しの交付を行ないます。その際用紙1枚につき10円のご負担をお願いします。

第5条　　（利用者負担金）

1、　利用者負担金はサービスごとに重要事項説明書に記載するとおりです。

2、　改正等で金額が変更になった場合は、決められた期日をもって改正後の金額が適用されます。

3、　利用者負担金が理由なく2ヶ月以上滞納した場合は、契約の解除を期日を定め通告させていただきます。
その場合、利用者の生活を維持するために、ケアマネージャーと協議し必要な調整を行ないます。
必要な調整を行なった後、期間が満了した場合、介護サービスの契約の解除を行ないます。

第6条　（利用者の解除権）

利用者はあすなろヘルパーステーションに対して、1週間以上の期間を持って契約を解除することができます。

第7条　（事業所の解除権）

あすなろヘルパーステーションは、利用者やご家族による不正行為（暴力や暴言などのいわゆるパワハラ、セクハラなどを含む）により契約が困難になった場合契約を解除することができます。

第8条　（契約の終了）

1、　第2条　第5条　第6条　第7条により契約は終了します。
　① 第2条により　契約の解除の意志表示がされ、自動更新されなかったとき。
　② 第5条により　利用料の滞納により調整の期間が満了したとき。
　③ 第6条により　契約の解除の申し出があったとき。
　④ 第7条により　契約が困難になったとき。
2、　次の理由で　サービスの提供ができなくなった場合契約は終了し ます。
　① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所、入院したとき。
　② 介護認定が受けられなくなったとき。
　③ 利用者が死亡したとき。

第9条　（損害賠償）

あすなろヘルパーステーションはサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。
ただしヘルパーの責任によらない場合はその限りではありません。

第10条　（個人情報の保持）

あすなろヘルパーステーションのスタッフは以下の通り個人情報を取り扱います。

① 個人情報を取得する場合はご本人の同意を得ます。
② 取得した個人情報は必ず利用の目的を通知いたします。
③ 取得した個人情報は利用目的以外に使用いたしません。
④ 取得した個人情報は万全に管理いたします。
⑤ ご本人の求めがない限り個人情報を開示いたしません。
⑥ 契約中、契約終了後も個人情報を第三者に漏らすことはありません。
⑦ あらかじめ文書により利用者、ご家族様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

第11条　（相談・苦情対応）

1、 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合は、いつでも苦情を申し立てることができます。
2、 あすなろヘルパーステーションは、苦情の申し立てがあった場合は迅速に誠実に対応いたします。
3、 あすなろヘルパーステーションは、利用者が苦情の申し立てを行なったことを理由に何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条　（身体拘束の禁止）

あすなろヘルパーステーションはサービスの提供にあたって利用者の身体の拘束は行いません。
利用者又は訪問介護員の生命及び身体を保護するために緊急やむをえない場合のみ法人の身体拘束マニュアルに沿って検討し、ご家族の同意を書面でいただき身体拘束時の状態等記録し残します。

第13条（人権の擁護及び虐待の防止の為の措置）

あすなろヘルパーステーションは利用者やそのご家族、及び訪問介護員等スタッフの人権の擁護及び虐待の防止に努めます。

第14条　(契約外条項)

1、　この契約や介護保険法等で定められていない事項について契約外条項として、利用者との協議により介護保険外のサービスを行ないます。
2、　介護保険外のサービス(自費のサービス)をご希望の場合別途契約が必要になります。

第15条　(カスタマーハラスメントについて)

当事業所では安全な労働環境と質の高いサービス継続のため、大声での叱責、人格不当な要求、性的な言動などのカスハラ行為を対象とした対策を講じています。
該当行為が認められた場合は、複数名での訪問やサービス停止・契約解除の措置をとる場合があります。
なお、正当なご意見や苦情はこれまでどおり誠意をもって対応いたします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

＜事業者＞

所在地	〒811-2221　福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-486
名　称	医療法人社団正信会　あすなろヘルパーステーション
代表者	理事長　白橋　斉

〈利用者〉　住　所　（〒　　－　　）

氏　名

〈家　族〉　住　所　（〒　　－　　）

氏　名

続　柄

〈代理人〉　住　所　（〒　　－　　）

氏　名

続　柄